

介護職員等特定処遇改善加算

●「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。
- ・ 職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること。

※ 詳細については、次の厚生労働省通知等をご確認下さい。

[介護職員等特定処遇改善加算（厚労省資料）](#)

●「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報の公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

●職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、介護職員等特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	・ 法人が指定した資格の習得及び派遣研修受講の場合における年間30日以内での特別有給休暇の取得ができる。 ・ 自己啓発による資格取得支援を促進するため資格手当の支給を行っている。 ・ より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援をしている。

労働環境・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入	・新人介護職員の早期離職防止のため、経験ある介護職員や課長、主任等の指導職による新人介護職員の指導を行っている。
	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	・有給休暇取得の積極的な推進をしている。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	・特浴、電動ベッド（超低床ベッドを含む）を導入し、介護職員の腰痛対策をしている。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の充実	・子育てとの両立を目指す者のための育児休業に関する規則を定め、育児休業を取得しやすくしている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	・定期的及び随時ミーティングを開催し、業務内容やケア内容の改善を図っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	・事故防止委員会の開催や委員会の運営方法、事故防止に関するマニュアルの作成等を行い、責任の所在を明確にしている。
その他	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・年次健康診断の実施 ・ストレスチェックの実施 ・全館禁煙、敷地内に分煙スペース等確保
	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス情報公表制度を活用し、経営や人材育成理念の見える化を図っている。 ・各階への法人理念の掲示し、共有を図っている。
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	・無理のない業務プログラムを各人に作成するとともに、他の職員もその内容を共有して協働を図っている。
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年開催される施設の納涼祭、介護座談会、サロン交流会等に地域住民を招待して交流を図っている。 ・地域や学校の行事に参加し、児童や生徒、住民との交流を図っている。
	非正規職員から正規職員への転換	・非正規職員から正規職員への転換機会創出のため、年1回登用試験を実施している。